

町県民税の申告は3月15日(火)までに!

令和2年中の所得の申告を参考にして、町県民税申告受付書の用紙を送付しています。

申告書が送られなくても、令和3年中に公的年金以外の年金、生命保険の満期受取金などの所得があった人は申告が必要です。申告相談受付日程表は、広報こさか1月号をご確認ください。

(確認書類) マイナンバーカードまたは通知カード+運転免許証、健康保険証など

※被扶養者がいる方は、その方のマイナンバーが分かるものを持参してください。

※申告書類には、マイナンバー(個人番号)の記載が必要となります。

※簡易申告書には、マイナンバーの記載は不要です。

申告会場では

- 先に郵送している『申告受付書』を、会場の受付にある「受付箱」に入れてください。
- 受付書が送付されていない方は、当日備え付けの受付書に氏名を記入して入れてください。
- 税務署から確定申告のお知らせハガキが送付された方は、会場に持参してください。
- 新型コロナウイルス感染防止のため、マスク着用をお願いします。

収入が公的年金のみの方

- 申告会場へ来場していただく方
 - (1)年齢、受給額にかかわらず所得税を年金から引かれている方
 - (2)各種控除(社会保険料、生命保険料控除等)を受けないと住民税がかかる方★目安は(扶養者がいない場合)…
年金受給額が65歳未満で103万円、65歳以上で153万円を超えている方
 - (1)及び(2)に該当しない方で簡易申告書を送付された方は、裏面に年金額を記入し、各施設に設置されている簡易申告書用の投函箱に投函してください。

簡易申告書の提出だけでよい方

- 収入がなかった方、遺族年金、障害年金等非課税年金を受給されている方、非課税収入のみの方は、『町県民税簡易申告書』に記入して、役場本庁、七滝支所、十和田出張所、セパーム、川上公民館に設置している簡易申告書用の「投函箱」に入れてください。

申告が不要な方

- 税務署へ所得税の確定申告書を提出する方
- 収入が1か所からの給与所得のみで、年末調整した給与支払報告書が、勤務先から小坂町へ提出されている方(勤務先でご確認ください)

簡易申告書が配布されない方

- 平成15年4月2日以降に生まれた方
 - 令和2年中の収入が給与収入のみの方
 - 令和2年中の収入が公的年金収入と給与収入の両方あった方
 - 大館税務署から確定申告の案内があった方
- ※ただし、令和3年中に小坂町に転入された方は、前年中の申告内容が分かりませんので、全ての方に簡易申告書を送付しています。

お問い合わせ先

町民課税務班 (TEL29-3904)

※申告相談期間中は、担当職員が申告会場にいます。税務班へのお問い合わせの回答は、折り返しの電話にてお伝えしますのでご了承ください。



確定申告に便利な

e-TAXを利用してみませんか

e-TAXは自宅のパソコンから申告・納税ができる便利なサービスです。

①WEBサイトから簡単申告
国税局のホームページ「確定申告書等作成コーナー」で、24時間いつでも利用できます。

②添付資料の提出省略
医療費の領収書や源泉徴収票は、提出を省略することができます。

③還付金の受け取りがスピーディー
通常は1か月半程度かかりますが、e-TAXは10日～3週間程度に短縮されます。

詳しくは、国税庁WEBサイト e-TAXコーナー <http://www.e-tax.nta.go.jp>

広報こさか1月号(1月10日発行)15ページの記事に曜日ごとの誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

●令和4年度 町・県民税申告相談受付日程表

☑ 2/24(木)、2/25(金)、3/15(火)